

滋賀県公立高等学校入学者選抜制度大綱

第1 全日制の課程における入学者選抜

「一次募集」と「二次募集」を実施する。

「一次募集」においては、原則として全ての学校、学科（科）が「一般型選抜」と「学校独自型選抜」を実施するものとする。

全ての志願者が学力検査を受検するものとする。

1 一次募集は、次に定めるところにより行う。

(1) 検査期日等

ア 検査期日は原則として、2日間とし、1日目は学力検査の実施日、2日目は学校独自型選抜の検査の実施日とする。

イ 出願後1回に限り、他の学校、学科（科）へ、その出願を変更できるものとする。

(2) 募集枠

一般型選抜および学校独自型選抜における募集人数は、各高等学校が作成する実施計画に基づいて、滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が定める。

(3) 学力検査

ア 実施教科は、国語、数学、社会、理科および外国語（英語）の5教科を原則とする。

イ 実施教科の配点は各教科100点を標準とする。

ウ 実施教科の配点に、比重をかけることができる。

(4) 一般型選抜

ア 主として志願者の学力を評価するものとする。

イ 志願者の学力は、学力検査や個人調査報告書等を用いて測るものとする。

(5) 学校独自型選抜

ア 学力をみる検査だけでは測れない資質・能力を多面的に評価するものとする。

イ 学校または学科の特色に応じた方法を組み合わせて実施するものとする。

ウ 中学校長推薦と自己推薦の2種類の方式から1つまたは2つを選択して実施することができる。

エ 検査は、作文、小論文、面接、口頭試問、プレゼンテーション、実技検査等のうちから1つ以上を課すものとする。

オ 中学校長推薦方式において出願できる者は、学校または学科の推薦要件に適する者で、中学校長の推薦を受けた者とする。

カ 自己推薦方式において出願できる者は、学校または学科の出願要件を満たす者とする。また、志願者は活動実績報告書を提出するものとする。

(6) 追検査

ア やむを得ない事情によって、一次募集を受検できなかった者に対して追検査を行うものとする。

イ 詳細については入学者選抜要項で定める。

(7) 入学許可予定者の決定

ア 一般型選抜と学校独自型選抜それぞれの受検者に対して行うものとする。

イ 学校独自型選抜、一般型選抜の順に行い、一般型選抜は学校独自型選抜の結果を受けて行うものとする。

ウ 学校独自型選抜においては、学力検査結果、学校独自型選抜の検査結果、個人調査報告書等を資料とする。

- エ 一般型選抜においては、学力検査結果、個人調査報告書等を資料とする。
- オ 一般型選抜および学校独自型選抜の両方において、個人調査報告書の特別活動等ならびに総合的な学習の時間の記載事項について積極的に評価するものとする。

2 二次募集は、次に定めるところにより行う。

(1) 検査期日等

- ア 一次募集において、入学許可予定者数が募集定員に満たなかった学科(科)については、二次募集を行うものとする。
- イ 検査期日は、一次募集における入学許可予定者の発表後とする。
- ウ 出願の変更はできないものとする。

(2) 実施内容等

- ア 検査方法
二次募集においては、面接と、作文等を実施する。
- イ 入学許可予定者の決定
個人調査報告書のほか、アで課した面接および作文等の結果を資料とする。

第2 定時制の課程における入学者選抜(単位制の転入学・編入学を除く)

「一次募集」と「二次募集」を実施する。

「一次募集」においては全ての学校、学科(科)が「一般型選抜」を実施するものとし、「学校独自型選抜」については、県教育委員会と協議のうえで、実施することができるものとする。

原則として全ての志願者が学力検査を受検するものとする。

1 一次募集は、次に定めるところにより行う。

(1) 検査期日等

第1の1(1)に同じ。

(2) 募集枠

第1の1(2)に同じ。

(3) 学力検査

ア 第1の1(3)アに同じ。

イ 第1の1(3)イに同じ。

ウ 第1の1(3)ウに同じ。

エ 満19歳以上の志願者で希望する者について、学力検査を面接および作文をもって代えることができる。

(4) 一般型選抜

第1の1(4)に同じ。

(5) 学校独自型選抜

第1の1(5)に同じ。

(6) 追検査

第1の1(6)に同じ。

(7) 入学許可予定者の決定

第1の1(7)に同じ。

2 二次募集は、次に定めるところにより行う。

(1) 検査期日等

第1の2(1)に同じ。

(2) 実施内容等

第1の2(2)に同じ。

第3 通信制の課程における入学者選抜

1 検査期日は、全日制および定時制の課程の検査期日とは別の日程とする。

2 入学許可予定者数が、募集定員に満たなかったときは、二次募集を行うものとする。

第4 その他

この大綱に定めるもののほか、入学者選抜に関する必要な事項は、県教育委員会が入学者選抜要項で定める。

付 則

この大綱は、平成6年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成7年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成9年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成10年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成15年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成18年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成29年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、令和8年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。